

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>監督処分</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町普通河川条例 第15条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成12年美幌町条例第32号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建設グループ 管理担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(監督処分) 第15条 普通河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは普通河川を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例の規定又は規定に基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例による許可又は承認を受けた者 2 普通河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。 (1) 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。 (2) 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。 (3) 天然現象により普通河川の状況が変化し、許可又は承認に係る工事その他の行為が普通河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。 (4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。 (5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	過料
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町普通河川条例 第24条
法令(例規)番号	平成12年美幌町条例第32号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 管理担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(罰則)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処することができる。</p> <p>(1) 第7条第1号の規定に違反した者</p> <p>(2) 第8条第1号、第3号、第5号又は第6号の規定に違反した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、第8条第1号、第3号、第5号又は第6号の許可を受けた者は、20万円以下の罰金に処することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処することができる。</p> <p>(1) 第7条第2号の規定に違反した者</p> <p>(2) 第8条第7号の規定に違反した者</p> <p>(3) 第9条第1項又は第2項の規定に違反した者又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) 詐欺その他不正の行為により、第8条第7号の許可を受けた者</p> <p>(5) 第14条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者</p> <p>4 第11条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	過料
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町公共下水道条例 第29条
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例第23号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ [°] 維持担当
処分基準の内容	<p>(罰則)</p> <p>第29条 次に掲げる者は、1万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(3) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(4) 第11条又は第13条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第14条又は第15条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠つた者</p> <p>(6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者</p> <p>(7) 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(8) 第6条第1項及び第21条の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第14条又は第15条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第17条第2項第4号の規定による申告書又は第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	貸付決定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町水洗便所改造等資金貸付条例 第9条
法令(例規)番号	昭和56年条例第27号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
処分基準の内容	<p>(貸付決定の取消し)</p> <p>第9条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 貸付けの決定を受けてから定められた期間内に工事が完成しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 改造しようとする住宅が、火災、水災、地震その他災害により滅失したとき。</p> <p>(4) 貸付決定者が住宅の所有者又は使用者でなくなつたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	過料
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例 第28条
法令(例規)番号	昭和40年美幌町条例第15号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
処分基準の内容	<p>(罰則)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第6条に規定する指示に従わなかった者</p> <p>(2) 第7条の規定による届出を怠った者</p> <p>(3) 第7条の規定による届出で、不実の記載あるものを届け出た者</p> <p>(4) 第26条第1号において準用する、美幌町公共下水道条例第6条の規定による確認を受けずに排水設備の工事を実施した者</p> <p>(5) 排水設備の新設等を行い、第26条第1号において準用する、美幌町公共下水道条例第7条第1項の規定による届出をしなかった者</p> <p>(6) 第26条第1号において準用する、美幌町公共下水道条例第8条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者</p> <p>(7) 第26条第1号において準用する、美幌町公共下水道条例第20条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者</p> <p>(8) 第26条第1号において準用する、美幌町公共下水道条例第6条第1項の規定による申請書若しくは書類、同条第2項前段の規定による届出書又は第20条の規定による資料で、不実の記載あるものを提出した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	徴収猶予の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例施行規則 第11条
法令(例規)番号	平成9年美幌町規則第19号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
処分基準の内容	<p>(徴収猶予の取消し)</p> <p>第11条 町長は、前条第2項の規定に基づき分担金の徴収猶予を受けた受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その猶予を取消し、その猶予に係る分担金を一時に徴収することができる。</p> <p>(1) 徴収の猶予を受けた受益者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(2) 美幌町公共下水道受益者負担金等条例施行規則(昭和56年美幌町規則第15号)第13条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その徴収を猶予した期限までに、その猶予に係る分担金を徴収することができないと認められるとき。</p> <p>2 町長は前項の規定により、徴収の猶予を取り消したときは、当該受益者に対して、個別排水処理施設受益者分担金徴収猶予取消通知書により通知するものとする。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	監督処分
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町都市公園条例 第11条
法令(例規)番号	昭和40年美幌町条例第15号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(監督処分)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつて許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、現状回復若しくは公園より退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	過料
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町都市公園条例 第17条
法令(例規)番号	昭和40年美幌町条例第15号
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項(第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条(第14条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第10条第1項又は第2項(第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	